

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0630010	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化	外務省設置法第4条第13項	一定の要件を満たす者に短期滞在(90日以内)に係る数次査証を発給している。	D-1		中国人に対しては、一定基準を満たす日系企業関係者、IT関係者等に対し1年又は3年有効の短期滞在数次査証を現地限りで発給する措置をとっている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の回答について、「一定の基準を満たす中国人」については既に認めているとの回答を受け、基準を問い合わせたところ、「次のいずれかの要件を満たす企業で課長相当職以上の地位にある者、若しくは、1年以上在職している常勤者 国有企業(大中型重点企業) 中国において商工登記及び税務登記を共にしている企業で、かつ、中国その他の国・地域で株式市場に上場している企業 各公館が所在する日系企業商工会議所の会員で本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業」とのことであった。しかし、この条件では、新に日本において起業しようとする者や中小企業に勤務している者が査証を取得することができない。よって、上記のような者が取得することができるよう、基準のさらなる緩和を要求するが、回答を求めらる。	D-1		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	再検討要請において、本市は、日本において起業しようとする者、中小企業勤務者を対象するように要請したが、それに対する根拠を示した明確な回答がなされていない、回答を求める。	D-1		例えば日本における起業に係る事前調査、打ち合わせ等(起業自体は、就労となるため対象外)、申請人の訪日目的が短期商用(日本に短期間滞在して行う商用目的の業務連絡、会議、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等)に合致するものであり、中小企業であっても、申請人が勤務する企業の信用度が高いと判断されれば、弾力的な対応をとることは可能である。	1250	12501020	企業進出に向けての事前調査に際しての数次短期滞在査証(マルチビザ)の発給手続の簡素化	本市が立地を勧める中国企業(IT、貿易等)に限り、6ヶ月間などの期間を区切って、外国人が日本へ事前調査に来る場合は、本省経行を行わず、在外公館限りで数次短期滞在査証を発行することができる。	北九州市	北九州市国際物流特区計画
0630020	台湾からの旅行者に対する査証免除	外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	平成17年3月11日から9月25日まで短期滞在査証免除を実施している。	C		愛知万博期間中の実施状況を踏まえ、問題がなければ、恒久的な査証免除を検討する考えである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。また、検討のスケジュールと内容につき、回答されたい。	わが国最西端にあって国境の国土と海域を守り、かつ、国境地域間の親善と平和交流に寄与してきた有人離島・与那国の役割は国益の観点から見ても重要なものと考えます。人口1,700余人の島民が「国境の島守」として今後もその責務を果たしていくには、この島に住み、暮らしていくための希望が必要であり、このような基本認識から、今なお人口減少が続く島の再生・活性化と地域の自立を目標に、当該規制の特例事項を官民共同で提案した次第であります。特に、来年、姉妹都市締結25年を迎える花蓮市との交流を主体とする国境交流の推進にとって、「人的交流の促進は最も重要な課題であり、その基礎条件の整備として本特例事項を要望するものであります。また、本件は政府「国際観光立国」の推進にも寄与するものと考えます。国境地域における地域間交流の必要性は一過性のものではありません。実施対象地域を特定した査証免除として、愛知万博期間中の特例実施の結果にかかわらず対応をお願いしたい。当局におかれては、与那国島の実情をご察察賜り、国益と民生安定の視点を合わせた「国境地域政策」の必要性をご勘案の上、政策的・総合的な検討と御判断をくださいますようお願い致します。また、本特例措置の実施によって懸念される問題等があれば御教示をいただきたいと思います。	C		現在、愛知万博期間中に限って実施している査証免除を、期間を限定することなく(実施するための議員立法の動きがあることは承知しており、右結果を踏まえて対応すること)としたい。	本件に関しては、今国会にて出入国管理及び難民認定法第二号第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案が通過したものと認識している。この点と右の提案主体の意見を踏まえ、どのような対応としたい。	「国境交流特区」構想の趣旨、本提案に至った地域の実情ならびに必要性、国境地域固有の問題や国益の観点からの課題・重要性等については、6月30日提出の特例提案書および添付諸資料、7月28日に提出した意見書において意を尽くして説明の上、当該特例措置の検討・実施を強く要望申し上げた次第であります。本件に関わる重要事項として、先の8月5日、参議院本会議において、台湾からの観光客に対する査証(ビザ)免除措置を恒久化するための入管難民法の特例法が全会一致で可決・成立したことを認識しています。8月5日回答(再検討要請に対する回答)では、「現在、愛知万博期間中に限って実施している査証免除を、期間を限定することなく実施するための議員立法の動きがあることは承知しており、右結果を踏まえて対応することとしたい」との御見解を頂戴しましたが、上記特例法の成立によって、与那国町と姉妹都市関係にある花蓮市との地域間交流を進めるにあたり、今後、台湾から与那国島を来訪する友好親善交流訪問団、団体観光客、修学旅行生、商用等を渡航目的とする方などについて、恒久的に査証免除措置が認められたと理解して宜しいでしょうか。他方、国境地域における地域間交流の必要性・重要性・継続性等に鑑み、「国境交流特区」として特例措置を要望申し上げてきた次第ですが、御回答においては、C「特区」として対応不可」との見解を頂戴しております。「特区」すなわち実施対象地域を特定もしくは限定した特例措置が不可能である理由、当該特例措置の実施によって懸念される問題等について御教示をいただければ幸いです。	D-1		8月5日に成立した入管法の特例法の施行に伴い、愛知万博終了後も観光等を目的として本邦に短期間滞在しようとする台湾居住者に対する査証を免除することとした。なお、査証免除措置は特定の地域に入境する台湾居住者のみを対象として実施するものではなく、全国一律に実施するものである。	1315	13151030	姉妹都市花蓮市との地域間交流の発展と人的往來の促進に向けて、台湾からの旅行者(台湾地区外国人旅行者)の与那国島来訪時における査証免除を求める。 関連事項: ・2005年日本国際博覧会への外国人旅行者の来訪の促進に関する法律の施行による2005年3月11日～9月25日までの期間限定査証免除の恒久的措置 姉妹都市関係にある花蓮市との地域間交流にあたり、与那国島を来訪する友好親善交流訪問団、団体観光客、修学旅行生、商用等を渡航目的とする方について、「国境交流特区」として短期滞在査証を恒久免除とする。但し、就労目的で渡航する方は対象外とする。対象者は有効な台湾護照を所持する方(護照に身分証番号の記載のある方)に限る。 国際観光立国への貢献、国境地域間の友好親善等の意義に鑑み、当該旅行者の与那国島来訪時における特例措置を要望する。	与那国町では、昭和57年10月の台湾・花蓮市と姉妹都市締結以来、「姉妹都市友好親善交流訪問団」の相互訪問をはじめとする各種事業を鋭意実施し、来年2006年には姉妹都市締結25年を迎える。 中学生ホームステイ事業(平成4年～13年)、中国語講座(平成7年～14年)等の関連事業に関しては、町の財政事情等により現在中断状況にあるが、姉妹都市締結25年を新たな契機に、花蓮市との国境交流を基軸とする地域活性化事業、民間の積極的参画による経済交流・草の根交流など、多角的な国際交流を推進する方針である。 検討中の具体的事業: 姉妹都市締結25年記念事業「トライアル2006(仮称)」(与那国・花蓮間の直接航行)、花蓮市からの団体観光客等の誘致、修学旅行生等との与那国町・花蓮市の相互訪問等。 将来的には、防災・医療・産業・環境・文化など多様な領域・テーマでの国境を越える地域間協力、各分野における人材育成・ネットワークの形成を目指すものであり、本件はその基盤となる「人的交流」の基礎条件となるものである。 また、成長めざましい近隣アジア諸国における海外旅行ブームへの対応は「観光立国日本」にとって重要な課題であり、与那国島の立地特性を活かした新たな国際観光ルート(台湾・与那国・沖縄/本土)の創出は、日本人観光客だけでなく、近隣アジア諸国からのインバウンド誘発にも寄与すると考えられる。 例)台湾旅行者のノービザ滞在と沖縄/本土へのトランジット、台湾旅行業者との連携による外国人観光客の誘致等 付記: 平成17年度「全国都市再生モデル調査」の公募(内閣官房都市再生本部)において、与那国町「姉妹都市花蓮市との国境交流と多様な観光交流を通じた新しいまちづくり」(どうなんちま交流・再生プログラム)が採択された。(6月24日)	沖繩県と那国町、合資会社福山海運	与那国「国境交流特区」構想